

海洋汚染防止のための構造 及び設備規則

規則

2008 年 第 1 回 一部改正

2008 年 2 月 27 日 規則 第 10 号

2007 年 11 月 30 日 技術委員会 審議

2007 年 12 月 25 日 理事会 承認

2008 年 2 月 14 日 国土交通大臣 認可

「海洋汚染防止のための構造及び設備規則」の一部を次のように改正する。

8 編 船舶からの大気汚染防止のための設備

2 章 船舶からの大気汚染防止のための設備

2.1 窒素酸化物（附属書 VI 第 13 規則関連）

2.1.2 設備要件

-1.(1)を次のように改める。

-1. ディーゼル機関には、次に従って計測及び算定された窒素酸化物放出量が当該機関の連続最大回転数（鋼船規則 A 編 2.1.24 に掲げるものをいう。以下同じ。）において表 8-1 に掲げる許容限度を超えないように、承認された原動機取扱手引書に記載された窒素酸化物低減装置を備えるか又は本会が適当と認める窒素酸化物低減方法を実施しなければならない。ただし、当該窒素酸化物放出量が表 8-1 に掲げる許容限度以下であることが確認される場合には、この限りでない。

(1) 窒素酸化物放出量は、次に掲げる試験サイクルを用いて計測及び計算された値とすること。当該値は、他の試験で測定された放出量の値を用いることにより計算されたものでないこと。

- (a) 電気推進船の主機等の一定回転数で使用される主機用ディーゼル機関及び可変ピッチプロペラを駆動するディーゼル機関については、表 8-2 に示す E2 型試験サイクル。
- (b) 固定ピッチプロペラを駆動するディーゼル機関については、表 8-3 に示す E3 型試験サイクル。
- (c) 一定回転数で使用される補機用ディーゼル機関については、表 8-4 に示す D2 型試験サイクル。
- (d) 前(a)から(c)以外の回転数及び出力が変化する補機用ディーゼル機関については、表 8-5 に示す C1 型試験サイクル。

2.1.3 原動機取扱手引書及び機関パラメータ記録簿

-1.(5)及び(6)を次のように改める。

-1. 原動機取扱手引書

ディーゼル機関には、ディーゼル機関製作者等により作成され、次に掲げる事項を含む承認された原動機取扱手引書を備えなければならない。

- (1) 窒素酸化物放出量に影響を及ぼすディーゼル機関の構成部品（改造の有無を確認できる詳細な情報を含む。），調整可能な部品の設定値及び運転指標。
- (2) 許容される調整の範囲及びディーゼル機関の構成部品の代替品。
- (3) 銘板の記載と一致する連続最大回転数及び連続最大出力を含む，陸上試運転における機関性能の全記録。
- (4) **2.1.2-1.(2)**に掲げるものであって，**2 編 3.1.2-4.(4)(b)**の検査において使用可能な方法又は本会が別に定めるパラメータチェック法のうち，1 以上の窒素酸化物放出量確認方法。ここで，船上モニタリング法を行う場合には，計測器の製造者により定められた当該計測器の校正及び操作の手順を含むこと。また，窒素酸化物低減装置を備える場合には，船上において当該装置が正常に動作していることを確認するための窒素酸化物放出量確認方法を含むこと。
- (5) **2 編 2.1.3-5.(3)(a)**に掲げる試験の報告書の写し。（(a)ii)のただし書きにより(d)ii)に定める方法によって放出量の確認を行った場合であって，事前に試験台における試験を行った場合についてはこの結果も含む。）ただし，原動機ファミリー又は原動機グループに属する機関の場合には，代表原動機に対する試験の報告書の写しとすることができる。
- (6) 原動機ファミリー又は原動機グループに属する機関の場合には，NO_x テクニカルコード 4 章の要件に基づき当該ファミリー又はグループに属することの明示及びそのための条件。
- (7) 窒素酸化物放出量が **2.1.2-1.**の許容限度以下であることを維持するための予備品の仕様。
- (8) *EIAPP* 証書を有する場合，当該証書。
- (9) 窒素酸化物低減装置を備える場合には，当該装置がディーゼル機関の構成部品として不可欠なものであることの明示。
- (10) 窒素酸化物低減方法としてアンモニア，尿素，蒸気，水，燃料油添加剤等を加える場合には，当該添加剤の消費量が窒素酸化物放出量を許容限度以下に維持していることを容易に示すために十分な資料。

附 則

1. この規則は、2008 年 4 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約*が行われた船舶にあっては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
* 建造契約とは、IACS Procedural Requirement(PR) No.29(Rev.4)に定義されたものをいう。

IACS PR No.29(Rev.4)

英文（正）

1. The date of “contract for construction” of a vessel is the date on which the contract to build the vessel is signed between the prospective owner and the shipbuilder. This date and the construction numbers (i.e. hull numbers) of all the vessels included in the contract are to be declared to the classification society by the party applying for the assignment of class to a newbuilding.
2. The date of “contract for construction” of a series of vessels, including specified optional vessels for which the option is ultimately exercised, is the date on which the contract to build the series is signed between the prospective owner and the shipbuilder. For the purpose of this Procedural Requirement, vessels built under a single contract for construction are considered a “series of vessels” if they are built to the same approved plans for classification purposes. However, vessels within a series may have design alterations from the original design provided:
 - (1) such alterations do not affect matters related to classification, or
 - (2) If the alterations are subject to classification requirements, these alterations are to comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are contracted between the prospective owner and the shipbuilder or, in the absence of the alteration contract, comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are submitted to the Society for approval.The optional vessels will be considered part of the same series of vessels if the option is exercised not later than 1 year after the contract to build the series was signed.
3. If a contract for construction is later amended to include additional vessels or additional options, the date of “contract for construction” for such vessels is the date on which the amendment to the contract, is signed between the prospective owner and the shipbuilder. The amendment to the contract is to be considered as a “new contract” to which 1. and 2. above apply.
4. If a contract for construction is amended to change the ship type, the date of “contract for construction” of this modified vessel, or vessels, is the date on which revised contract or new contract is signed between the Owner, or Owners, and the shipbuilder.

Notes:

1. This Procedural Requirement applies to all IACS Members and Associates.
2. This Procedural Requirement is effective for ships “contracted for construction” on or after 1 January 2005.
3. Revision 2 of this Procedural Requirement is effective for ships “contracted for construction” on or after 1 April 2006.
4. Revision 3 of this Procedural Requirement was approved on 5 January 2007 with immediate effect.
5. Revision 4 of this Procedural Requirement was adopted on 21 June 2007 with immediate effect.

仮訳

1. 船舶の「建造契約日」とは、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。なお、この契約日及び契約を交わす全ての船舶の建造番号（船番等）は、新造船に対し船級登録を申込む者によって、船級協会に申告されなければならない。
2. オプションの行使権が契約書に明示されている場合、オプション行使によるシリーズ船の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。本 Procedural Requirement の適用において、1 つの建造契約書に基づく船舶が同一の承認図面によって建造される場合は、シリーズ船と見なす。しかしながら、以下の条件を満たす設計変更にあっては、シリーズ船は原設計から設計変更を行うことができる。
 - (1) 設計変更が船級要件に影響を及ぼさない、又は、
 - (2) 設計変更が船級規則の対象となる場合、当該変更が予定所有者と造船所との間で契約された日に有効な船級規則に適合している、又は設計変更の契約が無い場合は承認のために図面が船級協会に提出された日に有効な船級規則に適合している。オプションによる建造予定船は、シリーズ船の建造契約が結ばれてから 1 年以内にオプションが行使される場合、シリーズ船として扱われる。
3. 建造契約の後に追加の建造船又は追加のオプションを含める契約の変更がなされた場合、建造契約日は予定所有者と造船所との間で契約変更がなされた日をいう。この契約変更は前 1. 及び 2. に対して、「新しい契約」として扱わなければならない。
4. 船舶の種類の変更による建造契約の変更があった場合、改造された船舶の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で契約変更又は新規契約のサインが交わされた日をいう。

備考:

1. 本 PR は、全ての IACS メンバー及び準メンバーに適用する。
2. 本 PR は、2005 年 1 月 1 日以降に“建造契約”が行われた船舶に適用する。
3. 本 PR の Rev.2 は、2006 年 4 月 1 日以降に“建造契約”が行われた船舶に適用する。
4. 本 PR の Rev.3 は、2007 年 1 月 5 日に承認され、これは直ちに効力が生じる。
5. 本 PR の Rev.4 は、2007 年 6 月 21 日に採択され、これは直ちに効力が生じる。

海洋汚染防止のための構造及び設備 規則検査要領

要
領

2008 年 第 1 回 一部改正

2008 年 2 月 27 日 達 第 6 号
2007 年 11 月 30 日 技術委員会 審議

2008 年 2 月 27 日 達 第 6 号

海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領の一部を改正する達

「海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

改正その 1

3 編 油による海洋汚染防止のための構造及び設備

4 章 経過規定

4.3 油タンカーのばら積みの油による海洋汚染防止設備

4.3.10 事故の場合における油流出防止

-1.を次のように改める。

-1. 規則 3 編 4.3.10-1.及び-3.に規定する「本会が認める措置」とは、~~決議 MEPC.99(48) 及び MEPC.112(50)で改正された決議~~ MEPC.94(46) “*Condition Assessment Scheme*” （その後の改正を含む。）に定める方法（付録 II 参照）に従って船体の状態評価を行い、主管庁の承認を得ることをいう。

付録 II 船体状態評価策

表題下の参照決議を次のように改める。

決議 MEPC.94(46) (2001 年 4 月 27 日採択)
(決議 MEPC.99(48) (2002 年 10 月 11 日採択) ,
決議 MEPC.112(50) (2003 年 12 月 4 日採択) ,
及び決議 MEPC.131(53) (2005 年 7 月 22 日採択)
及び決議 MEPC155.(55)による改正を含む。)

7 CAS 検査に関する要件

7.3 板厚計測の範囲

表 7.3.3 を次のように改める。

表 7.3.3

板厚計測の範囲
1. 貨物エリア内
.1 甲板の各板 (備考参照)
.2 3 個の横断面
.3 船底各板
2. 総合的評価及び腐食状況の記録のための表 7.2.2 に規定される精密検査対象構造部材の計測
3. 疑わしい箇所
4. 貨物エリアを除くバラスト喫水線と満載喫水線間の船側外板の適当数の板
5. 貨物エリア内のバラスト喫水線と満載喫水線間の船側外板の全ての板
6. 船首尾タンク内の構造部材
7. 貨物エリアを除く上甲板の暴露部全ての板及び上部構造第一層目甲板の暴露部全ての板

備考：

甲板の各板と甲板縦通梁との隅肉溶接の残存のど厚について又は甲板縦通梁が脱落する可能性について懸念がある場合、立会する検査員は、板厚計測手順について決議 MEPC.147(54)にて採択された“Guidelines on the assessment of residual fillet weld between deck plating and longitudinals”を参照することがある。

13 SOC

13.8 を次のように改める。

- 13.8 以下のいずれかの場合にあつては、主管庁は以下を条件に自国籍船舶の SOC が有効であり、かつ、効力を有していることを考慮しものとみなし、これを公表することができる。
- 1 当該船舶の所有権に変更が生じる場合
 - 2 CAS 検査を実施し、主管庁が SOC の発行のために審査及び容認された CAS 最終報告書を提出したを行った RO から、以外主管庁が認める他の RO に転級した船舶変更される場合で、かつ、本決議の要件により提出が要求されるすべての

情報が新しい RO に提供される場合

- ~~23~~ CAS 検査完了時に船舶を運航していた会社以外の会社によって運航される船舶
ものでない管理会社（SOLAS 条約 IX 章に定義される会社）により、当該船舶の
安全な運航及び保守が担保される場合

- ~~4~~ 13.8.1, 13.8.2 及び 13.8.3 の任意の組み合わせが同時に生じる場合

~~ただし、当該 SOC の発行に関する有効期間、条件及び状態が SOC 発行時に主管庁
により認められたものであること次の事項を条件とする。~~

- ~~5~~ 主管庁は、当該 SOC に対して同一の有効期限を維持すること。

- ~~6~~ 主管庁は、新しい船主・会社から要請された SOC の効力の維持に関する固有の
情報、要件及び手順（SOC 発行時に主管庁が採用した事項が維持されなければなら
ない。）の伝達について、調整を行うこと。

13.9 及び 13.10 をそれぞれ 13.12 及び 13.13 と改め、13.9 から 13.11 として次の 3 項を加え
る。

- 13.9 船舶がもはや CAS の要件に適合していない場合、主管庁は、当該船舶の SOC を一
時停止する又は取り消すこと。

- 13.10 船舶が CAS の要件に再び適合する場合、主管庁は、当該船舶の SOC の一時停止又
は取り消しを回復させることができる。ただし、主管庁が従前に設定した SOC の有
効期限及び効力を維持するための条件を超えるものではないこと。

- 13.11 船舶がもはや船籍を維持する資格がなくなった場合、主管庁は、当該船舶の SOC
を取り消すこと。

13.12 を次のように改める。

- ~~13.912~~ 有効な SOC を持~~つ~~所持する船舶が船籍を変更する場合、新しい主管庁は前の主
管庁により発行された SOC をもとに新しい SOC を船舶に発行することができる。
ただし、新しい主管庁は、前の主管庁より以下のことを行う書類を得ることを条件
とする。

- ~~1 第 10 規則 3 に従い前の主管庁が発行又は更新及び船籍変更時に船舶に発行され
ていた SOC の有効性の維持に使用した船舶に関するすべての CAS 書類の写しを
要求し、前の主管庁から受け取ること~~
- 2 CAS 最終報告書を前の主管庁に提出した RO が、代行権限を与えている RO であ
ることを確立すること。証明する文書
- ~~3 前 1 でいう書類を再調査し CAS の要件に適合していることを確認すること。CAS
最終報告書を前の主管庁に提出した RO による現状報告書であって、船籍変更時
において、当該船舶への SOC 発行を正当化するすべての条件が有効に維持され
ていることを示すもの~~
- 4 CAS 最終報告書の写し及び船籍変更時に当該船舶に発行されていた SOC の発行
又は更新及びその効力の維持のために前の主管庁により発行作成された SOC の
有効性の有効期間、条件及び状態を制限することすべての CAS 書類の調査記録
の写し

13.13 を削る。

~~13.13 主管庁は、~~

- ~~1 もはやCASの要件に適合していない場合、SOCを一時停止又は取り消すこと。~~
- ~~2 もはや船籍の資格がなくなった場合、船舶のSOCを取り消すこと。~~

13.13 から 13.15 として次の 3 項を加える。

- 13.13 船籍変更時には、新しい主管庁が CAS 最終報告書及び調査記録の技術的審査及び評価を行う間に当該船舶が引き続き運航することが可能となるよう、新しい主管庁は、前の主管庁及び権限を付与された RO による SOC 及び 13.12 で参照する現状報告書のみに基づき、有効期間が 90 日を超えない短期 SOC を発行すること。
- 13.14 13.12 に記述する船籍変更の際の条件に基づき、新しい主管庁による CAS 最終報告書及び調査記録の技術的審査及び評価が首尾よく完了した際には、前の主管庁により発行された SOC を超えない有効期限を備え、かつ、効力を維持するための同様の条件が付された SOC が、新しい主管庁により発行される。技術的審査に合格しなかった場合には、主管庁は 13.9 及び 13.10 の記述によること。
- 13.15 CAS 検査の過程で船籍変更が行われる場合、新しい主管庁は、当該船舶の CAS が MEPC/Circ.390 の Annex 3 に規定される CAS スケジュールのどの時点にあり、CAS 検査の継続の責任を負いこれを認めるためのいかなる条件下にあるかを決定すること。その判断に際しては、新しい主管庁に対して、船主及び権限を付与された RO により十分な書類が提出されること。

附 則（改正その 1）

1. この達は、2008 年 3 月 1 日から施行する。

8 編 船舶からの大気汚染防止のための設備

1 章 通則

1.1 一般

1.1.2 用語（附属書 VI 第 2 規則，第 13 規則，第 14 規則及び第 16 規則並びに NO_x テクニカルコード 1.3，4.1，4.3.9 及び 4.4.7 関連）

現行規定を-1.とし，-2.として次の1項を加える。

-1. 規則 8 編 1.1.2(12)(a)にいう「2000 年 1 月 1 日以降に製造された新しいディーゼル機関」とは，2000 年 1 月 1 日以降に製作者から出荷されたディーゼル機関をいう。

-2. 規則 8 編 1.1.2(12)(c)において，2000 年 1 月 1 日より前に建造開始段階にある船舶に搭載されるディーゼル機関の出力増加については，2000 年 1 月 1 日より前の連続最大出力を基準とする。

2 章 船舶からの大気汚染防止のための設備

2.1 窒素酸化物（附属書 VI 第 13 規則関連）

2.1.2 設備要件

-1.を次のように改める。

-1. 規則 8 編 2.1.2-1.(1)において，発電装置を駆動する主機用ディーゼル機関については，同(a)又は(b)の試験サイクルによること。また，一定回転数で主機用又は補機用のいずれとしても使用されるディーゼル機関については，同(a)及び(c)の両方の試験サイクルによること。

-2.(1)を次のように改める。

-2. 規則 8 編 2.1.2-1.(2)にいう「本会が別に定める手順」とは，次によるものをいう。

(1) 試験台における試験方法

NO_x テクニカルコード 5 章に従ったものであること。この場合，次~~の(a)から(g)に~~掲げる IACS の統一解釈にもよること。

~~(a) 窒素酸化物低減装置を備える場合には，当該装置を単独の機関又は原動機ファミリー若しくは原動機グループの代表原動機に実際に装備して放出量確認を~~

~~行うこと。~~

- ~~(b) ディーゼル機関製作者等は、試験台の設備では NO_x テクニカルコード 5.2.5 に従った排気背圧の調整ができない場合、これが窒素酸化物放出量に及ぼす影響を示すこと。~~
- ~~(c) NO_x テクニカルコード 5.5.3 に基づき同コード APPENDIX 6 に定められる METHOD 2 を用いる際には、すす濃度 (CW) をゼロにとること。~~
- ~~(d) 計測器は、NO_x テクニカルコード 5.6 にかかわらず、同コード APPENDIX 4 に掲げられるものについては同 APPENDIX 中 1.3.1 に従うもの、また、同 APPENDIX に掲げられていないものについては国家標準器又は国際標準器に基づいて校正されたものとする。~~
- ~~(e) 炭化水素の計測は、CH₄、C₂H₆ 等を用いた適切な校正ガス及びスパンチェックガスを利用し NO_x テクニカルコード APPENDIX 4 を準用して校正された HFID 式分析器を使用して行うこと。なお、炭化水素の計測に用いるサンプリングプローブ設置位置における排ガス温度は 463K (190℃) 以上とし、また、サンプリングプローブと分析器との間に管及び固形物を除去するためのフィルターを設け、当該管壁面及び当該フィルターの温度を 463K (190℃) ± 10K とし、抽出後の排ガス温度を 463K (190℃) ± 10K に維持すること。~~
- ~~(f) NO_x テクニカルコード 5.10 に掲げる試験報告書に最低限含めなければならないデータは、同コード APPENDIX 5 にかかわらず、機関性能を十分に決定づけ、また、同コード 5.12 に従って重み付け平均された窒素酸化物放出量を算出するのに必要なものとする。なお、DM 級燃料を使用する場合には、EIAPP 証書の追補 1.12 に記載される ISO 8217 に従った等級（すなわち DMA、DMB 又は DMC）の裏付けとなる ISO 37733 に基づく含有水分濃度及び ISO 10370 に基づく炭素濃度を含めること。また、当該等級が DMA 又は DMB である場合は、これらに加えて ISO 4264 に基づくセタン価又はセタン指数を含めること。~~
- ~~(g) NO_x テクニカルコード 5.11 に掲げられる平均濃度は、二酸化炭素及び酸素については小数第 2 位まで求め、また、一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物については整数で求めること。~~

MPC30, MPC34, MPC60, MPC61, MPC62, MPC63, MPC64, MPC65, MPC66, MPC67, MPC68, MPC69, MPC70, MPC71, MPC72, MPC73, MPC74, MPC75, MPC76, MPC80, MPC81

2.1.3 を次のように改める。

2.1.3 原動機取扱手引書及び機関パラメータ記録簿

-1. 規則 8 編 2.1.3-1.(4)にいう「本会が別に定めるパラメータチェック法」とは、NO_x テクニカルコード 6.2 に従った方法をいう。

-2. 規則 8 編 2.1.3-1.(6)にいう「NO_x テクニカルコード 4 章」については、次に掲げる IACS 統一解釈によるものであること。

MPC53, MPC54, MPC55, MPC56, MPC57, MPC58, MPC59

-3. 規則 8 編 2.1.3-1.(7)にいう「予備品の仕様」とは、予備品を識別するための部品番号等であって、当該予備品をディーゼル機関製作者等により管理された窒素酸化物放出量に影響を及ぼす特徴を示す図面又は資料と関連付けるものをいう。

附 則（改正その2）

1. この達は、2008年4月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約*が行われた船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
* 建造契約とは、IACS Procedural Requirement(PR) No.29(Rev.4)に定義されたものをいう。

IACS PR No.29(Rev.4)

英文（正）

1. The date of “contract for construction” of a vessel is the date on which the contract to build the vessel is signed between the prospective owner and the shipbuilder. This date and the construction numbers (i.e. hull numbers) of all the vessels included in the contract are to be declared to the classification society by the party applying for the assignment of class to a newbuilding.
2. The date of “contract for construction” of a series of vessels, including specified optional vessels for which the option is ultimately exercised, is the date on which the contract to build the series is signed between the prospective owner and the shipbuilder. For the purpose of this Procedural Requirement, vessels built under a single contract for construction are considered a “series of vessels” if they are built to the same approved plans for classification purposes. However, vessels within a series may have design alterations from the original design provided:
 - (1) such alterations do not affect matters related to classification, or
 - (2) If the alterations are subject to classification requirements, these alterations are to comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are contracted between the prospective owner and the shipbuilder or, in the absence of the alteration contract, comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are submitted to the Society for approval.The optional vessels will be considered part of the same series of vessels if the option is exercised not later than 1 year after the contract to build the series was signed.
3. If a contract for construction is later amended to include additional vessels or additional options, the date of “contract for construction” for such vessels is the date on which the amendment to the contract, is signed between the prospective owner and the shipbuilder. The amendment to the contract is to be considered as a “new contract” to which 1. and 2. above apply.
4. If a contract for construction is amended to change the ship type, the date of “contract for construction” of this modified vessel, or vessels, is the date on which revised contract or new contract is signed between the Owner, or Owners, and the shipbuilder.

Notes:

1. This Procedural Requirement applies to all IACS Members and Associates.
2. This Procedural Requirement is effective for ships “contracted for construction” on or after 1 January 2005.
3. Revision 2 of this Procedural Requirement is effective for ships “contracted for construction” on or after 1 April 2006.
4. Revision 3 of this Procedural Requirement was approved on 5 January 2007 with immediate effect.
5. Revision 4 of this Procedural Requirement was adopted on 21 June 2007 with immediate effect.

仮訳

1. 船舶の「建造契約日」とは、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。なお、この契約日及び契約を交わす全ての船舶の建造番号（船番等）は、新造船に対し船級登録を申込む者によって、船級協会に申告されなければならない。
2. オプションの行使権が契約書に明示されている場合、オプション行使によるシリーズ船の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。本 Procedural Requirement の適用において、1つの建造契約書に基づく船舶が同一の承認図面によって建造される場合は、シリーズ船と見なす。しかしながら、以下の条件を満たす設計変更にあっては、シリーズ船は原設計から設計変更を行うことができる。
 - (1) 設計変更が船級要件に影響を及ぼさない、又は、
 - (2) 設計変更が船級規則の対象となる場合、当該変更が予定所有者と造船所との間で契約された日に有効な船級規則に適合している、又は設計変更の契約が無い場合は承認のために図面が船級協会に提出された日に有効な船級規則に適合している。オプションによる建造予定船は、シリーズ船の建造契約が結ばれてから1年以内にオプションが行使される場合、シリーズ船として扱われる。
3. 建造契約の後に追加の建造船又は追加のオプションを含める契約の変更がなされた場合、建造契約日は予定所有者と造船所との間で契約変更がなされた日をいう。この契約変更は前 1. 及び 2. に対して、「新しい契約」として扱わなければならない。
4. 船舶の種類の変更による建造契約の変更があった場合、改造された船舶の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で契約変更又は新規契約のサインが交わされた日をいう。

備考:

1. 本 PR は、全ての IACS メンバー及び準メンバーに適用する。
2. 本 PR は、2005 年 1 月 1 日以降に“建造契約”が行われた船舶に適用する。
3. 本 PR の Rev.2 は、2006 年 4 月 1 日以降に“建造契約”が行われた船舶に適用する。
4. 本 PR の Rev.3 は、2007 年 1 月 5 日に承認され、これは直ちに効力が生じる。
5. 本 PR の Rev.4 は、2007 年 6 月 21 日に採択され、これは直ちに効力が生じる。